

平成 25 年度東京都地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助金交付要綱

(制定) 平成 25 年 3 月 25 日付 24 環政政第 563 号

第 1 補助金の交付目的

東京都地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助金（以下「補助金」という。）は、東京都が都内の区市町村に対する補助を通じ、東日本大震災を踏まえた新たな課題への対応その他の緊急性及び重要性の高い環境施策のうち、都内の区市町村の区域内外への波及効果が高いものを支援することで、地域と連携した環境政策の一層の推進を図ることを目的とする。

第 2 補助事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。ただし、区市町村は、補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

第 3 補助事業の内容

補助事業は、先進的な取組を実施し、その効果を検証する事業又は既存の先進的な取組で都内の区市町村の区域内外に普及拡大すべき事業として、第 2 の実施主体が行う別表の補助事業の内容の欄に掲げるもの（当該事業のうち、東京都がその環境施策の推進のため別途自ら又は他の機関を活用して行う補助金の対象となる事業の部分を除き、初めて補助金の交付の申請を行った年度（以下「初年度」という。）の前年度において初年度に実施する事業に相当する事業（以下「前年度事業」という。）がある場合にあっては前年度事業の取組内容と比べて新たに行うこととなる部分に限る。）とする。

第 4 補助金の交付対象とする補助事業の期間

補助金は、補助事業のうち、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までのものに対し、交付する。

第 5 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、区市町村自らによる継続的な取組の実施に必要な事業手法の獲得を促す経費として、別表の補助対象経費の欄に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

第 6 補助金交付額

- 1 補助金の交付額は、東京都の予算の範囲内において、メニューごとに、補助対象経費（補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又は補助事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、これらを控除した額）の 2 分の 1 とし、その合計額とする。
- 2 1 により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

第7 補助金交付申請及び交付決定等の方法

- 1 区市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、補助事業の事業計画書（2箇年度にわたる補助事業にあつては、年度ごとの事業計画を記載したものに限る。以下同じ。）その他必要な書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に対し、補助金の交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、区市町村長から1による補助金の交付申請のあつた事業について、申請書及び添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認める場合は、補助条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、区市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は、2の場合において、区市町村長からの補助金交付申請額の合計が東京都の予算額を上回るときは、事業の新規性、将来性及び地域特性を審査し、必要に応じて減額して、補助金の交付を決定するものとする。この場合においては、知事が別に定める審査組織（以下「審査委員会」という。）による承認を要する。
- 4 知事は、申請書に記載された補助事業の完了の予定期日が翌年度に及ぶ場合にあつては、2の補助条件に、次の事項を含めるものとする。
 - (1) 区市町村長は、補助事業のうち、翌年度に行う予定の部分については、翌年度における補助金の交付の有無にかかわらず翌年度において実施するものとし、補助事業が完了した場合にあつては第15の規定による実績報告を行い、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合にあつては第10又は第11の規定による知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 区市町村長は、(1)において、補助事業の廃止の承認を受けた場合又は補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消された場合において、知事から補助金の返還又は違約加算金若しくは延滞金の納付を求められたときは、これに応じなければならない。

第8 申請の撤回

区市町村長は、補助金の交付の決定の内容又は補助条件に異議があり、当該補助金の交付の申請の撤回をしようとするときは、第7の2による通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請撤回届出書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 事情変更による決定の取消し

- 1 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは補助条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 知事は、1の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要な事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る給付金で相当の反対給付を受けないもの（以下単に「給付金」という。）を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 給付金の額の3(1)及び(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

5 知事は、1の規定による取消し又は変更を行ったときは、その内容及びこれに条件を付した場合はその条件を区市町村長に通知するものとする。

第10 補助事業の変更の承認

1 区市町村長は、補助金の交付の決定後、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ、その理由を記載した補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書（別記第4号様式）に、補助事業の事業計画書その他必要な書類を添付して、知事に対し、申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、区市町村長から1による申請があったときは、申請書及び添付書類の内容の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、適当と認める場合は、補助条件を付して、補助事業内容（経費の配分）の変更を承認するものとする。

3 知事は、2の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、補助事業内容の変更の承認と併せて、補助金の変更の交付を決定するものとする。

4 知事は、3の場合において、区市町村長からの補助金交付申請額及び補助金変更交付申請額の合計が東京都の予算額を上回るときは、事業の新規性、将来性及び地域特性を審査し、必要な応じて減額して、補助金の変更の交付を決定するものとする。この場合においては、審査委員会による承認を要する。

5 知事は、2の規定による承認をしたときにあつてはその結果を補助事業内容（経費の配分）変更承認通知書（別記第5号様式）により、3の規定による変更の交付決定を併せて行ったときにあつては補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、区市町村長に通知するものとする。

6 第7の4の規定は、2による承認及び3による決定について準用する。

第11 補助事業の中止・廃止の承認

1 区市町村長は、補助金の交付の決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、その理由（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、申請しなければならない。

2 知事は、区市町村長から1による申請があったときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認める場合は、補助条件を付して、補助事業の中止又は廃止を承認するとともに、その結果を補助事業中止（廃止）承認通知書（別記第8号様式）により、区市町村長に通知するものとする。

第12 補助事業の遅延等の報告

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第9号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

第 13 遂行状況報告

区市町村長は、補助事業の円滑かつ適正な執行のために知事が指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の遂行の状況について、知事が指示する期日までに、補助事業遂行状況報告書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 14 補助対象事務の遂行命令等

- 1 知事は、区市町村長が提出した報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又は補助条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。
- 2 知事は、区市町村長が 1 の命令に違反したときは、区市町村長に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、2 の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、区市町村長が当該補助金の交付の決定の内容又は補助条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

第 15 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、速やかに、当該補助事業の実績について、実績報告書（別記第 11 号様式）により知事に報告しなければならない。

第 16 補助金の額の確定

- 1 知事は、区市町村長から第 15 又は第 17 の 2 による実績報告書が提出され、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第 10 の 2 の規定による承認又は第 10 の 3 の規定による決定をしたときは、その承認し、又は決定された内容とする。）及び補助条件に適合するものであると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 12 号様式）により区市町村長に通知するものとする。
- 2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第 6 の規定により算出する額又は第 7 の 2 の規定により補助金の交付を決定した額（第 10 の 3 の規定により変更の交付を決定した場合には、当該決定額）のいずれか低い額とする。

第 17 是正のための措置

- 1 知事は、第 16 の 1 の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び補助条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、これらに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 区市町村長は、1 の規定による命令によりとるべきこととされた措置を完了したときは、速やかに、実績報告書（別記第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 18 補助金の請求

区市町村長は、補助金の支払いを受けようとするときは、第 16 の 1 の規定による補

助金額確定通知書を受けた後、補助金請求書（別記第13号様式）により知事に請求しなければならない。

第19 決定の取消し

- 1 知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第16の1の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、1の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村長に通知するものとする。

第20 補助金の返還

- 1 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村長に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、区市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

第21 違約加算金及び延滞金

- 1 知事は、第19の1の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、区市町村長に対して、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合のその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、区市町村長がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、区市町村長に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 1及び2に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第22 違約加算金の計算

知事は、第21の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村長の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 23 延滞金の計算

知事は、第 21 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 24 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長に対し補助金の返還を命じ、区市町村長が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該区市町村長に対して、同種の事務又は事業について交付すべき給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

第 25 財産処分の制限

- 1 区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意を持って管理するものとする。
 - (1) 不動産
 - (2) 船舶
 - (3) (1)及び(2)に掲げるものの従物
 - (4) 立木
 - (5) 取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具
- 2 区市町村長は、あらかじめ知事の承認を受けずに、取得財産の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、当該取得財産について、その取得又はその効用の増加の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 区市町村長は、2 の規定による承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第 14 号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、2 の規定による承認をしようとするときは、3 の規定による申請を受けた後、速やかに財産処分承認通知書（別記第 15 号様式）により、区市町村長に通知するものとする。
- 5 区市町村長は、知事の承認を受けて取得財産の処分をすることにより収入があった場合は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を東京都に納付するものとする。

第 26 関係書類の保管

区市町村長は、補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 27 補助事業である旨の表示

知事は、補助事業の内容等に応じて必要があると認めるときは、区市町村長に対し、補助事業完了後に補助事業である旨の表示を見やすい場所に掲示するよう求めることができる。

第 28 間接補助

- 1 区市町村長は、補助事業を行う団体その他の者（以下「間接補助事業者」という。）に補助するときは、この要綱に定める条件と同等の条件を付さなければならない。
- 2 知事は、間接補助事業者から区市町村長に財産処分による納付があったときは、区市町村長に対し、その納付額の全部又は一部を東京都に納付させることができる。
- 3 知事は、間接補助事業者から区市町村長に報告書等が提出されたときは、当該報告書等を提出させることができる。

第 29 周辺環境への配慮

区市町村長は、補助事業の実施に当たっては、周辺地域の生活環境の支障の防止にできる限り配慮しなければならない。

第 30 立入調査等

区市町村長は、補助金の交付に必要な限度において、知事から報告を求められ、又は東京都の職員が区市町村の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問したときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

第 31 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附 則（平成 25 年 3 月 25 付 24 環政政第 563 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。